

指定認知症対応型共同生活介護事業及び

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、「株式会社よしなが」が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 当事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることを事業の目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを漫然かつ画一的にならないよう配慮して提供する。

3 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

4 利用者の心身の状況を踏まえ適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、自己評価・外部評価を行う。

6 地域住民の代表者等参加の運営推進会議を定期的を開催し、意見交換を行い地域との絆を大切にする。

(主たる事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	グループホーム マイライフ
所 在 地	福岡県田川郡香春町大字中津原 1965-1
運 営	株式会社 よしなが (土地・建物自己所有)
事業所番号	4099200026 平成 25 年 4 月 1 日指定 平成 31 年 4 月 1 日指定更新 令和 1 年 4 月 1 日指定更新 令和 7 年 4 月 1 日指定更新
連 絡 先	T E L 0947-85-9623 F A X 0947-85-9624

(職員の職種・員数及び職務内容)

第6条

事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管 理 者	各ユニット1名(兼務) この事業所の従業員の管理及び入居の申込に係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
介 護 職 員	勤務表による配置 介護職員は、入居者の日常生活上の介護、お世話並びに健康維持のための相談、援助を行います
計画作成担当者	各ユニット1名(兼務) 入居者に係る認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

(入所定員)

第6条 当該事業所における利用者の利用定員は、ユニット合計18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画または、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成
- (2) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (3) 日常生活上の世話
- (4) 日常生活の中での機能訓練
- (5) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画・

介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

【料金表】

◆ 入居時初期費用（入居時のみ） ◆	
入居時保証金	100,000 円
敷金として入居時に預かり、退居時に清掃費、未収金等を精算後、退居時、償却の上ご返還いたします。	

- ① 保証金として入居時 100,000 円お預かりします。
- ② 利用料が未納となった場合は、保証金より精算します。
- ③ 退去時の原状回復費を差し引いて返却します

その他の費用

※経済情勢の大幅な変動等で下記の金額が不相応となった場合は、通知後、改訂する場合があります。

基本 日 常 生 活 費	食材料費	1000 円（1 日につき）
	住居費	47.800 円（1 ヶ月につき）
	水道光熱費	10.000 円（1 ヶ月につき）
	基本日常生活費合計	84.600 円～88.800 円 （食材料費月の日数 28 日～31 日）
おむつ代		実費
施設外同行介助費 （保険対象外）		1 時間 1500 円(税抜き), 10 分/250 円(税抜き)の自己負担
理美容代		実費

* 入院期間中におけるグループホームの住居費および食費等の取り扱い *

入院期間中の住居費については定額請求とし、水道光熱費は在所期間の日数分を日割り請求。

欠食時の扱い

一週間前までに申請することにより、食材費の停止が受けられます。

2泊3日以上不在時の請求の考え方

2泊3日以上不在の場合の「不在期間」

算定基準 「不在期間」は「外出初日と次の日、ホームに戻った日を除いた実質不在日」を基準に計算します。

（例）7 / 25～7 / 30（5泊6日）の間不在の場合⇒不在期間（割引算定基準）3日

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護または要支援 2 の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けており、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 福岡県介護保険広域連合の介護保険被保険者であること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害のおそれがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 他の入居者に伝染する疾患のないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、

管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第17条 本事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために入居者、入居者の家族、事業所の所在する市町村の職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置する。

2 本事業所は2ヶ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

(その他運営についての重要事項)

第18条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、介護記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 身体拘束等の行動制限について、事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

その場合は事業所の定める「身体拘束廃止に関する指針」に沿って実施します。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第19条・身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

第20条・虐待防止の為の措置

事業者は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

付 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成30年6月1日一部変更

令和3年6月1日一部変更

令和7年5月1日一部変更